

平成28年2月12日

平成28年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成28年第1回(2月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成28年2月12日(金)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	企画政策監 西 啓 介
副 町 長 中口 守 可	水道事業理事 鵜久森 敦
副 町 長 種村 誠 之	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事
教 育 長 笠間 光 弘	しあわせ創造部 理 事 串山京子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長 保井 太 郎	都市整備部理事 家永 淳
総 務 部 長 古谷 清	都市整備部理事 河合 敦 巳
財政改革部長 四至本 直 秀	都市整備部理事 早野 清 隆
しあわせ創造部長 古橋 重 和	まちづくり戦略室町長 公室担当人事担当課長 廣田 尚 司

都市整備部長 木下 研一	財政改革部副理事兼財政課長	相馬 進祐
教育次長 廣田 節子	しあわせ創造部副理事兼住民生活課長	波戸元 雅一
危機管理監 中田 道徳	しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長	竹下 雅樹

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本 保裕	議会事務局課長代理 増田 明
--------------	----------------

○会 期

平成28年2月12日（1日間）

○会議録署名議員

11番 竹原 伸晃 12番 小川 日出夫

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第1号	平成27年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件
日程4 議案第2号	平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件
日程5 議案第3号	平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件
日程6 議案第4号	平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）の件
日程7 議案第5号	平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件
日程8 議案第6号	岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件
日程9 議案第7号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件

日程 1 0 議案第 8 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

日程 1 1 議案第 9 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、全員でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

11番竹原伸晃君、12番小川日出夫君、以上の2名の方をお願いします。

○道工晴久議長 日程2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日2月12日の1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日2月12日の1日間と決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。町長の田代でございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、岬町議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

立春の候を迎え、日増しに暖かくなりつつある今日でございます。

さて、北朝鮮が人工衛星と称する長距離弾道ミサイルを7日に発射しました。国連事務総長は、国連安全保障理事会決議に違反し、北朝鮮が弾道ミサイル技術を使った発射を行ったことはひどく嘆かわしいことだと述べて報道されております。

我が国の国会においても、衆参両院が9日の本会議で抗議する国会決議をそれぞれ全会一致で採択しております。

発射当日における本町では、危機管理担当が大阪府からの情報に基づき、私と常に連絡をとるなど安全確保に向けて注視しておりました。

また、台湾南部では6日に発生した地震により16階建てのビルが倒壊し、消防当局による搜索活動が行われておりますが、死者が100人を超える可能性があるとの報道されております。被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

人の命について、人災であっても天災であっても命の尊さを改めて認識させられたところであります。本町の危機管理体制をさらに強化する必要があると考えております。

過日、開催された岬町子ども議会では、小学5年生、6年生たちが議員となり、議長となり、子ども議会を務めあげました。多くの大人たちに囲まれ、19人の小学生たちはとても緊張したことと思いますが、岬町を良くしようと一生懸命に質問されていました。

質問の内容は町の課題を的確に捉えており、私もこの姿を見て心から感動し、国や町の将来を担える大人に立派に成長していくものと頼もしく感じたところであります。子どもたちの夢や期待に応えるためにも、私ども行政は、職員と一丸となって行政サービスに邁進してまいります。議会の皆様におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今臨時会には平成27年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件など、補正予算の件が5件、事件案件として、岬町火葬場の指定管理の指定の件が1件、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件など、条例を一部改正する件が3件、以上、9議案でございます。どうか、よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 日程3、議案第1号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程3、議案第1号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」につきまして、その概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、平成27年度の人事院勧告に基づく職員給与費の調整に加え、公職選挙法の改正に伴う選挙人名簿登録制度の見直しに係る名簿調製システムの改修、今年4月

から深日保育所の給食調理を子育て支援センターの調理場において実施するための設備施設の改修及び給食配送車両の購入など、緊急性の高い経費を中心に編成を行っております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,902万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億307万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正を願います。なお、詳細につきましては6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては普通地方交付税の交付決定に伴い、本補正予算編成に伴う必要財源といたしまして1,859万2,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、公職選挙法の改正に伴い選挙人名簿登録制度の見直しに係るシステム改修費補助金43万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほど説明いたしましたように人事院勧告に基づく職員給与費の給料、職員手当等、共済費に係る予算について必要な調整を行っております。

議会費につきましては、職員給与費に67万3,000円を計上しております。

総務費につきましては、職員給与費のほか選挙人名簿調製システム改修委託料を合わせて526万5,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、852万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計で支弁する職員給与費に係る繰出金のほか、深日保育所の給食調理場、子育て支援センター調理場において実施するための設備施設の改修、給食配送車両などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、職員給与費21万2,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、職員給与費33万3,000円を計上いたしております。

4ページをご参照願います。

商工費につきましては、職員給与費40万5,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、職員給与費のほか下水道事業特別会計で支弁する職員給与費に係る繰出金を合わせて157万8,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、職員給与費203万7,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 今回の補正の部分については、ある程度概略的なものは把握してはるんですけども、今回、臨時議会におけるこういう審議ですけども、本来なら委員会付託で当然やるべき議案のものでんですけども、いろいろ事情があってこれはやむを得ないということで、運営上の点については何ら問題はないと思います。

先ほど説明いただいた子育て支援センターの部分で、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

今回の給食についての部分ですけど、対象される児童数は何名ぐらいが対象の児童であるのか。そして、従来、過去に調理をされておった調理員さんの人員、これも何ら変わってないのか。3点目に、改修理由というのは理解しておりますので結構ですが、この改修される場所の面積等々について、この部分をまず説明願いたいと、3点についてお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

まず児童数でございますが、平成28年度の現在での児童数の見込みは、深日、淡輪、多奈川保育所合計で142名を予定しております。そのうち、深日保育所に係る児童につきましては28人を予定しているところでございます。

それと、調理員数でございますが、現在は深日保育所と子育て支援センターに分かれて調理を行っております。その調理員が深日保育所で3名、子育て支援センターで6名、合計9名の体制となっております。

これを4月から子育て支援センターで調理を行うということでございまして、子育て支援センターで新たに離乳食も含めまして7名の体制で調理を行いたいと考えているところでございます。

面積でございますが、新たに子育て支援センターの2階にございます調乳室といわれる部屋がございますが、そこで離乳食の調理を予定しております。その面積は、11.75平米でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 調理の部分については、4月から統合されて1カ所でやると。これについて、今まで9名でやられておった。それが7名になったと。2名の減になりますよね。これについて本当にこの人数、142名分の食事、安心・安全な食事を調達するのに9名でやられておったと。それを2名減らすということは、かなり残された7名の方の職員さん等々についてはかなりハードな部分が出てくるのではないのかと、そういう危惧をしますので、その点について再度、なぜ7名にしたのか。この部分について、現場とのいろんな協議等された経緯があったのか、なかったのか。なければ、なぜ、7名にやってしまったのか。現場の声をお聞きしているのかいないのか、この部分についても説明願いたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 調理に係る部分の体制につきましては、調理員と当然話し合いというか、内容もお聞きしてということで進めておるところでございます。

9名から7名になりますので、2名減ということになりますが、これにつきましては、同じ、いわゆる離乳食を除く通常食とアレルギー食につきましては、現在も子育て支援センターで行っておりまして、若干の食数が増えるだけと。

ただ、新たに離乳食を子育て支援センターでつくる必要がございますので、今般の改修も含めて調理員を1名配置して、その中で対応するというので、これにつきましても現場といいますか、調理員とも協議は行っているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 質問の最後になりますですけども、ということで、やはり、何でも新しい事業をすればいろんな目に見えない部分が問題化されますので、一つ、今回7名で一応事業化するんですが、経緯をまた検証していただいて、もし支障があったら早急にまた立て直しもしていただかないと、やはり機械じゃなしに人間がやることですので、いろんな新しい現場ではいろんな無理も生じてきますので、一つ現場との調整、そして、現場に対する把握をしていただいて、安心・安全な食事を提供する方はやはり健康でなかったらだめですので、やはり不健康な方で安心・安全な食事というのは提供できませんので、一つ、常に現場の把握をしていただくことを要望いたしまして私の質問は終わります。

○道工晴久議長 次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 私も子育て支援センター費にかかわってお尋ねをしたいと思います。

本日は臨時議会ということで、先ほど田島議員のほうからも言及ありましたが、本来であれば委員会付託を行って詳細にわたって審議をするところであったかと思いますが、これは努力もし

ましたが物理的に日程調整がかなわなかったということで、この場においてお聞きをさせていただきます。

子育て支援センター費にかかわっては先ほど説明があったとおりであります。深日保育所を深日小学校内に併設することに伴う予算措置であるということですが、もともと深日保育所については、子どもたちの給食については自園調理といたしますか、保育所内で調理を行っていたところが、今回、来年度から小学校内での運営に移行することに伴って、子育て支援センター内での調理及び配送ということが必要になってくるということであるということなのでこの予算措置が盛り込まれたと理解をしております。

この予算措置ですけれども、節においては4項目にわたって、役務費、工事請負費、備品購入費、公課費と4種類設けられておまして、そこに説明も記載されておりますが、その内容についてこの場でもう一度詳しくご説明をいただきたいと思っております。

どの項目が車両の購入にかかわるものであるのか、また、機械器具費、庁用器具費というのは具体的には何を指しているのか等お示しをいただきたいと思っております。

それから、具体的な配送の問題についてお尋ねをいたします。

現在の実際の配送については、ボンゴと呼ばれている大きめの車両を利用して配送されているのかなと思うんですけれども、それにもう1台今回購入するというので、具体的にはどの保育所にどのようにどの車両を使って配送を行うか、運用上の問題をお尋ねいたします。

それから、新しく購入する車両の大きさですとか、あと、購入に当たる契約方法についてもお尋ねをいたします。

アレルギー食についてもお尋ねをしたいと思っております。

アレルギー食への対応については、先ほどの答弁でおっしゃられたとおりのところかと思っておりますが、この機会に改めてお尋ねをするのは、例えば子どもたち、アレルギーに伴ってアナフィラキシーショックという状態に陥った場合に、職員や保育士の皆さんの対応は徹底されているのかということについても、この機会に改めてお尋ねをしておきたいと思っております。

以上、4点お聞きしたかなと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まず、どれが公用車であるとか、そういう詳細でございますが、予算書の9ページの節に従ってご説明をさせていただきます。

まず、公用車、いわゆる配送車に係る部分につきましては12番の役務費の損害保険料、リサ

イクル処分手数料、それと車両購入時の登録手数料でございます。

そして、それに伴う本体として備品購入費の一番下に記載をいたしております公用車購入費、これが配送車に係る部分でございます。

そして、工事請負費につきましては内装の手直しでありますとか、リフトの改修、それらの改修工事を計上いたしております。

また、備品購入の機械器具費につきましては、新たに開始をいたします現調乳室のエアコンの設置でございます。

そして、庁用器具費につきましては、配送するのに必要になる食器かごであるとかパン箱、あるいはコンテナなどの備品を購入するというものでございます。

内容につきましては、以上でございます。

それと、今の公用車ボンゴという配送車で配送いたしております。それに、今度は新たに軽四の車2台で配送するというところでございますが、現行の案では、まず現行のボンゴを使用しまして支援センターから淡輪保育所、そして、また調理場に帰ってくるという、まず午前中はそういう形になっております。

そして、午後につきましては、支援センターを出まして淡輪保育所、また支援センターに戻って多奈川保育所、深日保育所、緑保育所ということで、おやつの搬入であるとか食器の回収に当たる。そして、新たに購入する分につきましては、子育て支援センターを出て深日保育所に行つて、支援センターに戻つて、そして次に多奈川保育所に配送して支援センターに帰つてくると。

積みおろしとかの件につきましては、同じく支援センターを出まして多奈川保育所、深日保育所、淡輪保育所、調理場という形で積みおろしを行つていきたいと考えているところでございます。

それと、先ほどお答えした予算書の中の詳細でございますが、公用車につきましては、申しわけございません、一番下の公課費の重量税が抜けております。申しわけございません。

それと、契約の方法でございますが、これにつきましては現在、この議会で議決をいただいた後にすぐに手続に入りたいと思っておりますが、競争入札でやっていきたいと考えているところでございます。

それとアレルギー対応、アナフィラキシーショックの対応でございますが、これにつきましては各現場に看護師等も配置をいたしておりますので、それらの部分については十分対応していけると考えておりますし、また、それが起こらないような形で調理を行うときに、アレルギーの持つ食物について保護者と入念な打ち合わせをして調理を行っておりますので、対応はできている

と考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 一つ目にお尋ねをしました予算措置上の詳細をお示しいただきました。

説明の中で、機械器具費と庁用器具費についてご説明をいただきましたが、例えば、調理をするわけですから、コンロとか湯沸かしの施設というか設備等についても必要になってくるのかなと思うんですけど、そういったものはどこに入っていると見ていいのか、確認のためお聞きしたいと思います。

それから、この配送車を購入して4月からの予定の配送の実際の運用の問題をお聞きしました。

今回、一つは購入をしないと対応できない、いたし方ないという問題から発生しているのかなとはお見受けしているのですが、コースを二つに分けて運用していくということになりますから、そのことによる何らかの効果といったことも考えられるのではないかなと思いますけれど、そのあたりについてはいかががお考えかお聞きをしておきたいと思います。

それから、車両購入の契約方法について、競争入札とおっしゃられました。これは、一般競争入札を指しておられるのか、指名競争入札を指しておられるのか。

また、入札に伴っては一定の仕様書ですとか、そろえないといけないものが入札を行う側にも必要でありますから、そのあたりの時間的なことを考えると、今の時期から入札の準備をして案内をして、恐らく年度当初、来年度当初からの運用をお考えかと思うんですけど、そのあたり、時間的に間に合うのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

それから、アナフィラキシーショックの問題ですけれども、適切に対応、準備されているということだと思いますけれども、もし、そういった状態に子どもたちが陥った場合、重篤な場合は注射を接種しなければいけない等対応が必要になってきますけれども、そのあたりの保育士や職員に対して定期的に講習等を行っておられるのか。実際にそういうことが起こった場合に、対応するというのを考えますと、やはり定期的な講習等が必要になってくるのじゃないかなと思いますけれども、そのあたりいかがか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、車両について、現在、ボンゴという古い車両1台で対応しておられるところですが、この車についても一定の使用期間というか、お見受けしたところ、余り新しいものとは言えないかなと思うんですね。この耐用年数等問題がないのかお尋ねをしておきたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えの順番がずれるかもわかりませんが、まず1点目、公用車を新た

に購入をして配送すると。当初、私どもも1台でできないかと検討を行ってまいりました。

ただ、それで行いますとどうしても給食の配送時間が遅くなってしまうということがございまして、保育児0歳から5歳までのお子様を預かっておりますので、時間のずれが大きくなるとなかなか小さいお子さんについては負担が大きくなっていくということで2台で配送して、できるだけ調理をしてすぐに運んで食べていただけるような体制を取りたいと考えたところでございます。

それと、改修に伴ってコンロとか、あとの備品につきましては、庁用器具費の中に含んでおります。調理室用のコンロの設置等についても、庁用器具費の中に含んでおるところでございます。

それと、車両の購入につきましては競争入札で行いたいと考えております。実は、現在、町内業者による競争入札を考えておまして、事前準備といえますか、仕様書等につきましてもほとんどできている状況でございます。これらにつきまして、議決後、直ちに入札の手続に入ってまいりたいと考えておるところでございます。

それと、アナフィラキシーショックの重症のときの保育士の研修等につきましては、町の中で講習を取り上げてやっているということはございませんが、それぞれの保育士の研修会等がございます。その中で、食物アレルギーについての講習等に参加をしているというところがございます。

それと車両のボンゴでございますが、今、購入年度というか、購入の年月日につきましては今、資料を持ち合わせておりませんが、議員ご指摘のように、決して新しいものではなく古いということでございますが、ただ、断熱材を利用した仕様になっていると聞いておりますので、その辺については老朽化とともに一定の効果というのは下がってきているかもしれませんが、仕様の保冷車という形で対応しているというところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただきました、今回新しい車両を購入して、これまで1台で配送しているとどうしても時間帯にずれが生じると、そのことによって子どもたちの生活に負担が生じるという、もちろん温かいものは温かいうちにとということもそうですし、小さい子どもたちにとってはおなかがすくということそのものが非常に大変な負担であるし、また、保育士にとってもそれは大変な問題ですから、そこが改善されるということが見込まれるのかなとお聞きしておりました。

購入に当たっての契約方法について、町内業者を対象にした入札というお答えがありましたけれども、そういうことで言いますと、指名競争入札と捉えていいということだと思います。

それで、私、このことにあわせて期間的に間に合うのかということもお聞きしましたが、そのことにストレートにはお答えにならなかったんですけど、ただ、もう準備は整えているという言及がありましたので、4月の新年度からの運用に間に合うというお考え、また、そのための準備を進めておられるというように受けとめてよろしいのでしょうか。そこを再確認でお答えをいただきたいと思います。

それから、最後に今、運用されているボンゴという保冷車について言及がありました。

使用に耐えるというお考えということでしたけれども、状況に応じて、給食の問題は一日も止められないといいますか、特にボンゴのほうに止まった場合は、あっちのほうに大きいわけですから、新しく買う車両1台でもし運用するという事になったら大変なことになりますので、状況を見ながら、必要であれば更新等についても議会にご提案をいただきたいと思います。

入札にかかわって、ごめんなさい、ちょっと順番が前後しますけれども、これは指名競争入札をされて、議会にまた何というか、承認といいますか、そういう審議にかけられるということになってきますでしょうかね。今回、3回目の質問ですので、今お聞きしたことに答えをいただいて終わりたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　契約の方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一定の準備を整えて、すぐにでも入札の手続に入っていく準備は整えてございます。

このことから、一定、業者のほうにも負担がかかるかもわかりませんが、年度末には納入していただきたいと考えているところでございます。

それと、配送車購入の議会の審議につきましては、動産につきましては700万円以上が議会の議決事件になっておりますので、この案件につきましてはそれにはなじまないのかなと考えておるところでございます。

○道工晴久議長　他にございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員　私も同じところの確認をさせていただきたい点が2点ございます。

保育所給食の淡輪、深日、多奈川の給食の配送という案件でございますので、先ほども何度か答弁しておられると思いますが、現状というのか、4月からの計画としてどのように配送するのか、一度おさらいしていただきたいなと思うのと、また、延長保育ということで午後遅くまでお子様を預かることがあったと思うんです。その対応等々、淡輪保育所かな。そこで、夜まで預かるということにこの給食の車を使われるのかどうかというのも一度聞いておきたいなと。その計画というのを教えてほしいと思います。

それともう一つは、先ほども言われておりましたが、新しく買われる軽四の仕様書としまして、昔と違って現在は配送には必ず冷蔵機能が必要なのかな、このように思っています。どこのお弁当屋さんでも冷蔵機能がなかったら仕事ができないという法律になっておりますので、それに合った車両であるということを確認させていただきたいなと思います。お願いします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えをさせていただきます。

まず、2台の配送車の運用につきましては、先ほどの中原議員にお答えをさせていただいたとおりで、大きくは淡輪保育所に配送するのと、あとは深日保育所、多奈川保育所に配送する、この2ルートが行う運用となります。

議員ご指摘の淡輪保育所、普通の保育所、深日、多奈川保育所につきましては7時まで、淡輪保育所につきましては午後9時までの2時間延長して保育を行っております。

淡輪保育所につきましては、現在、離乳食に係る部分と夜間に対応する調理についてそれぞれ淡輪保育所の中で行っておりますので、配送には該当しないということでございます。

それと、冷蔵車でございますが、これにつきましては、現在、予算を計上させていただいておりますのは保冷車でございまして、断熱機能、断熱材と機密性を利用した形で一定の温度の上昇、あるいは温度の降下を防いで一定の温度に保つという機能の保冷車を購入する予定でございまして、冷蔵機能つきではございませんが、配送時間が短いことや一定の運ぶ数量がございますので、保冷車で対応していきたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長　竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員　明快な答弁をいただきました。

私の経験上というのですか、食べ物を運ぶ車は冷蔵じゃなかったらあかんというふうに思っていたのですが、そういう方法があるとお聞きしましたので、また法令に違反していないということを確認させていただきましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○道工晴久議長　他にございませんか。松尾　匡君。

○松尾　匡議員　私から1点質問したいことがございます。

選挙費の選挙管理委員会費で名簿調製システム改修委託料ということで86万4,000円、その半分が岬町の負担ということになろうかと思うんですけれども、このシステム改修の必要性というのは理解しております。

この中身についてちょっとお聞きしたいんですけれども、このシステムについて具体的にどう

というような作業が取られるのか。要は、マンパワーが必要な作業になってくるのかということと、あと、これにかかる日数が大体どれぐらいかかるのかということ。あと、これは随意契約になるのか競争入札になるのかということをお聞きしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷 清総務部長 お答えいたします。

先般、公職選挙法の一部改正をする法律が成立いたしましたして、これまで住所の移転とかの関係で、選挙権はあっても選挙人名簿に登録されないというために投票当日投票ができないという方が国政選挙の際は生じておったと。それをなるべく少なくして、なるべく多くの方が、特に今年予定されております参議院議員通常選挙におきましては、18歳以上の方が投票できるというように変更されることもあわせて、その辺の不具合を改善していこうというのが法律の改正の趣旨であると理解しております。

システム改修につきましては、そのようなことをごさいますして、これまでは選挙人名簿の登録日というのがあるんですけども、その際に、岬町に住民基本台帳の住民票がないという方は登録しなかったわけをごさいますますが、これからは、法律の施行日以降はその基準日において住民票を置かれていない方であっても、過去3カ月以上町内におられて、かつ4カ月未満の転出の日が経過していないという方については登録すると。登録した上で転出の表示をするということになります。

したがいまして、転出されても国政選挙等におきましては、不在者投票が可能ということになります。

お尋ねのシステム改修の内容をごさいますますが、これを人間の手でやるというのは非常に困難でございまして、過去のデータも検索して、そのような条件に合うものを名簿に登録するように一定のシステムの改修を行うということをごさいます。

日数につきましては、今年度内にやる方向で今調整をしております。

先般、これはちょっと質問の内容とはずれますけども、総務省の方が市町村の選挙事務の実態を知りたいということで、今年1月でしたか、岬町のほうにも来られまして、岬町の選挙事務の実態等お話しさせていただいたことがございましたが、その際も、この名簿のシステム改修等につきまして補助金のことも含めて要望させていただいたところであります。

国のほうは、そもそも公職選挙法で名簿を調製する責務は市区町村にありますよと、あわせてぎりぎりのところで補助金も出しているんだということをごさいます。

ただ、その補助金の支出の要件としまして、今年度中にぜひとも改修作業を終了させていただ

きたいということをお聞きしましたので、現在、下準備を進めておるところでございます。

それと、契約の方法でございますが、これは住民基本台帳システム、住基情報システムでございますが、これと連動したものでございますので、現在、そのシステムを導入しております業者と随意契約をするということで準備を進めております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 その具体的な作業内容というのは、お聞きする限りでは、要は調べて入力を訂正するというマンパワーではなくて、ソフトで一括更新というか、そのシステムの中身を変えてしまう。後のチェックということがメインになってくるのかなという感じを受けました。

あと、それについて考えると、そのソフトの料金が丸々86万4,000円もするのかなというところを受けたんですけれども、あと、随意契約というのもやはりそこでしかできないということになってくるのかなと思うんですけれども、そうすると、少しソフトの料金としては高いように思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷 清総務部長 ご指摘のとおり、相手方が限られてくる契約でございますので随意契約ということになると考えております。

それから、金額の多寡につきましては、平均的なところかなと考えておまして、国のほうも調査をされまして、一般的に市区町村の名簿改修経費の2分の1を補助金に充てるということでお聞きしておりますので、内示ではございませんけど、大体聞いている範囲の金額で、全国平均的なレベルであろうと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号「平成27年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第1号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程4、議案第2号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程4、議案第2号「平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、平成27年度の人事院勧告に基づく職員給与費の調整に係る経費について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億132万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

歳入といたしましては、繰入金、他会計繰入金といたしまして、人事院勧告に基づく職員給与費に係る一般会計繰入金29万9,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明をいたします。

議案書同じく2ページを、詳細につきましても4ページをあわせてごらんください。

総務費、総務管理費といたしまして人事院勧告に基づく職員給与費の調整として29万9,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第2号「平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第2号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程5、議案第3号「平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程5、議案第3号、平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、平成27年度の人事院勧告の内容を実施するための職員給与費の調整に係る経費について編成いたしております。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,272万3,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金としまして28万6,000円の増額を行い、2億8,082万9,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、人事院勧告の内容を実施するため、給料3万3,000円、職員手当等14万4,000円を計上したことにより、17万7,000円の増額を行い、1億550万9,000円とするものです。

事業費、下水道事業費につきましても、人事院勧告の内容を実施するため職員手当等10万9,000円の増額計上したことにより、9,724万9,000円とするものです。よろしくご審

議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号「平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第3号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程6、議案第4号「平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4次)」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程6、議案第4号、平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、平成27年度の人事院勧告に基づく職員給与費の調整に係る経費について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億977万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者の保険料として2万1,000円を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましては地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業として3万5,000円を、次の府支出金、府補助金につきましても同様に1万7,000円を計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております地域支援事業費における人事院勧告に基づく職員給与費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し計上しているものでございます。

次に繰入金、一般会計繰入金につきましては31万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、歳出の総務費及び地域支援事業費に計上いたしております人事院勧告に基づく職員給与費の調整に伴う地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業1万7,000円及び職員給与費等繰入金30万円となっております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては6ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

総務費、総務管理費につきましては、人事院勧告に基づく職員給与費の調整として30万円を、次の地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業についても同様に9万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号「平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第4号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程7、議案第5号「平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程7、議案第5号、平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、平成27年度の人事院勧告に基づく職員給与費等の調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出では、水道事業費用のうち営業費用について49万4,000円の増額であります。内訳としましては、人事院勧告に基づく職員の給与費等を増額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ使用できない経費を定めており、今回の収益的支出及び資本的支出における職員給与費の総額を4,395万9,000円から4,445万3,000円に改めるものでございます。

以上、平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号「平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第5号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程8、議案第6号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程8、議案第6号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件についてご説明させていただきます。

議案書をごらんください。

本件は、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって満了となることから、本年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は、岬町淡輪火葬場。

所在地は、岬町淡輪5653番地の1。

指定管理者は、住所、岬町淡輪571番地の2。

名称は、株式会社 阪原生花葬祭店。

代表者は、代表取締役 坂原寛則でございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

指定管理候補者の選定の経過につきましては、議案書とあわせて送付いたしております、岬町淡輪火葬場指定管理候補者の選定結果についてにより、ご説明をさせていただきます。

まず、指定管理候補者の選定につきましては、外部有識者を含む5名で構成をする岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会を設置し選定をいたしております。

指定管理者の募集状況をごらんください。

募集につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、岬町のホームページに公募要項等の情報を公開して、10月1日から募集をいたしましたが、応募事業者2社とも選定基準に定める基準点に達してなかったことから再公募を12月4日から行いました。

次に、4、選定委員会の審議経過でございますが、第1回は公募要項、仕様書、審査基準につ

いて協議を行っております。

第2回は、10月1日からの初回公募で応募のあった事業者の2社についてプレゼンテーションによる提案内容の説明及び質疑・応答、意見交換を経て採点を行った結果、指定管理料の提案額が大きく乖離していることなどから基準点に達しなかったことにより、2社とも失格とするとともに、管理運営を町直営で行った場合の金額を指定管理委託料の上限とする旨を追加修正の上、再公募することを決定したところでございます。

2ページをごらんください。

第3回は、12月4日からの再公募で応募のあった町内、町外各1事業者の2社について提出書類とあわせて実施をいたしましたプレゼンテーションによる提案内容の説明及び質疑・応答、意見交換を経て各委員が評価項目ごとに採点の上、最優先候補者を選定したものでございます。

選定の審査は、各委員が採点により順位づけを行い、委員5名全員の採点が基準点の50点を上回る応募者のうち順位数の和が最も小さい応募者を1位とし、最優先候補者にしたところでございます。

なお、選定結果につきましては表のとおりでございます。

選定理由といたしましては、最優先候補者となった株式会社 阪原生花葬祭店は必要に応じて夜間等の管理時間外においても対応するなど、待合棟の有効活用が図られ、住民サービスの向上が期待できること。緊急的な対応が可能であること。また、地域に密着した管理運営実績を有し、また、今後も期待できることなどが評価、採点に反映されたものと考えておるところでございます。

以上が、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま説明をいただきましたが、現行の指定管理料、それから3年ずつの事業の指定管理ということですから、その前の期間の指定管理料、それぞれ年額を確認させていただきたいと思います。

それから、駐車場についてもお尋ねをしたいんですが、先だって、駐車場についてはこれまでいろいろないきさつがあったようでありましたが、それについて解消するということがありました。

それで、駐車場の使用料については、過去は指定管理者が支払いをしていたかと記憶しており

ますが、そのときの年間の使用料としてお支払いしていた金額についてもお聞きをしたいと思います。

それから、使用料については現在既にもう使用料が発生しなくなっているのか、次の3年間から発生しなくなるのか、そのあたりについてもお尋ねをしたいと思います。

先ほどまでの説明で、1回目の募集期間については2社とも失格となった。そして、2回目の募集期間については改めて選定基準の見直しを行ったということで、指定管理料に上限を設け、その金額を629万円とするということを追記修正されたということでありました。

この629万円という金額の算出の大まかなもので結構ですけれども、説明をいただきたいと思います。

これは、説明のあったとおり、岬町が直営するという場合に1年間に629万円必要であろうと算出されたということでありましたが、その内訳について、必要経費及び収入されるであろうとお考えの利用料等について、算出の根拠をお聞きしておきたいと思います。

それから、実際に指定管理料としては年額を幾らお考えであるのか、この機会にお聞きできるようでありましたらお聞きしたいということと、最後になりますが、リスク負担についてもお尋ねをしておきたいと思います。

この施設は老朽化も一定見られる施設でありますから、維持管理等に必要な経費が今後増大していくという懸念も発生します。そのことに当たって、現在もリスク負担については取り決めがなされているものと思いますけれども、現在のリスク負担の内容を、中心的なもので結構ですので、現状の取り決めがどうなっているのか。

それから、来年度以降、見直しするお考えがあるのであれば、どのような点について変更点をお考えなのか確認させていただきます。お願いします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まず、現在の指定管理料でございますが、現在の指定管理料は478万7,000円でございます。

そして、今回、全体の指定管理料につきましては平成27年度、平成26年度が478万7,000円、平成25年度が471万8,000円、この差については消費税の改正に伴って変わっているということでございまして、前回の3カ年を平均いたしますと476万4,000円の額になるというところでございます。

そして、駐車場の使用料につきましては、前回、指定管理者の経費として含んでおりました。

その金額につきましては、年間72万円でございます。

また、来年度以降につきましては、駐車場の用地につきましては予算を計上いたしまして既に購入ができておりますので、今後、発生はしないというところでございます。

そして、上限額の内訳でございますが、主に歳入と歳出の差し引いた額が629万円と算定をいたしておまして、まず、経費のほうにつきましては待合棟に詰めていただく臨時職員の賃金でありますとか、火葬に伴います燃料費、あるいは光熱水費、また、火葬の委託業務、あるいは浄化槽でありますとか、電気保安の法定に基づく委託料。それらが主な経費の内容となっております。

そして、収入につきましては、火葬の使用料でありますとか、待合棟の使用料、これらを町が直営でやった場合の数値を算定いたしまして、それらの差し引きを629万円と定めたところでございます。

それと、もう一つリスク負担につきましては、今般、施設自体が老朽化も進んできている、設備も古くなっているということで、リスク負担の見直しを初回の公募時から行っております。

現在のほとんどの維持補修につきましては事業者がリスクを負うという形になっておりますが、今回、その上限を30万円と定めまして、30万円以上につきましては町のほうで補修を行っていくということで、事業者のリスクの軽減を図っているというところでございます。

それと、今、指定管理料につきましては、最後の部分でございますが、今、提案で上がってきております委託料といたしましては628万3,000円でございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 一番初めにお聞きをした指定管理料について、ちょっと私の聞き方がわかりにくかったかもわかりませんが、もう少し具体的にお尋ねをします。

2010年度から2012年度の指定管理料は幾らであったかということもあわせてお聞きをしておりました。

現在と過去3年間の指定管理料、先ほどお答えいただきましたが、その前の3年間の指定管理料、年額について再度お尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えをいたします。

平成22年度から平成24年度の3年間につきましては、1年当たり471万8,000円でございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっともう少し、指定管理料についてお尋ねいたします。

今、2010年度から2012年度の3年間については年額471万8,000円とお聞きしました。

それから、その前のときに、現行の指定管理料は478万7,000円とお聞きしました。

それで、今回、提案されている指定管理料628万3,000円とお聞きしました。

この間、物価の上昇等もありますから金額が上がることは、もちろん人件費も上がっているわけですから金額が増大するということが不自然さを感じないんですが、ただ、駐車場の使用料について年額72万円という経費が必要なくなるということもありますから、そのあたりを考慮したところ、金額が少し大きくなるのがちょっと理解しづらいところがあるんですね。

もちろん、選定に当たっては専門家も含めて委員5名の皆さんがよく調査、研究もしていただいて審査をされているということはそういうふうに理解しておりますから、この報告された事柄について疑義を持つものではないんですが、指定管理料について少し素朴な疑問が、私、感じる場所がありますから、その点について、町のほうのお考えも含めて、何かありましたらお聞きをしたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 答えいたします。

この淡輪火葬場につきましては、平成19年度から指定管理を行っております。その平成19年度の指定管理料は657万8,000円でございます。

そして、3年を経過し、平成22年度から471万8,000円と大幅に金額が減少いたしております。

これにつきましては、下がった年の公募の際に多数の事業者が応募する可能性も出てきておまして、その影響もあって指定管理料が大きく下がったということが考えられます。

今回の上限額につきましては、当然、町が、先ほども申しましたように、直営で運営管理をした場合の見込額をベースといたしております。

その中には、当然、駐車場の部分につきましては購入をいたしておりますので、その経費は算定には入っておりません。

したがって、競争の原理が働いた2回目以降については少し金額が低くて、事業者さんもしんどい思いをされていたのかなと感じるところでございまして、金額としては妥当なところではないかと考えているところでございます。

○道工晴久議長 次に質問。田島乾正君。

○田島乾正議員 質問内容は中原議員が全部聞いていただいたんですけども、細かいことはさておいて、なぜ今回、この臨時議会まで引っ張ってきたのかと。

これは今、質問と答弁のやりとりで大体中身がわかってきたんですけども、本来なら、昨年度にも当然決めておかないかん問題でありまして、やはり、この4月1日には発足せなあかん部分の指定管理についてきょう本日までこの審議をします。

万が一これがまかりならんとなればどうするのかと、4月1日から。住民にとっては大変迷惑な話であって、それは指定管理を任す担当のほうとしても、予算面ではなるべく切り詰めて、税の負担をなくすと、そういう努力が見えてきているということは事実そうでありまして、しかし、業者としても、やはり利益を求めるのが業者でありまして、結局、町としたら住民の利便性、福祉を充実してほしいという、それはお互いに義務的な事業と、それで事業者が利益を求める、生活がかかっているもの、これの綱引きをなぜ今日まで引っ張ってきたのかと、それが一つの要因で、幾ら直営でそういうやる費用の算出をすといっても、結局、それは行政としての算出方法であって、事業者としての事業の算出方法じゃないわけですね。大きい面でいいますとそういうことですので。

町にはこういう施設がたくさんあります。釣り公園にしても、アップル館にしても、やはり町の大事な施設をお任せして維持管理をしていただくことですので、余りにも今回みたいに綱引きで選定委員会3回も開く、そして、また、修正ですね、金額等について追記修正すると、そういうことを余りやらないようにしないと、当然、町の大事な施設を守って維持管理していただく相手ですから、一つそういうことのないように、こういう指定管理については時期的にきっちり決定をするという方向性を持っていただかんと、もうぎりぎりまで引っ張って、やっとこういう提案ができた。しかし、採決してみんとわからん話ですので、一個間違ったら住民に直接迷惑がかかることになりますので。

最後に、ちょっと選定委員さんの結局、固有名詞は結構です、どういう識者であるのか、そういうものをこの指定管理をいろんな意見をいただくだけの資格というか、社会通念上、経験持っておられる方であるのか、まず、内容について、選定委員さんの、内部であるのか、町外部の方であるのか、そのご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 委員5名で構成をいたしております。

まず、1名は会計士でございます。もう1名、町内で指定管理を行っております指定管理者。そして、自治区の連合会。そして、社会福祉協議会。それと、本町の情報政策顧問、この5人で

ございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 いつも私言うんですけど、選定委員さんの選定ですね。例えば釣り公園やったら、やはりそういう漁業関係に詳しい方。漁業関係者は農政問題語れないと思うんですわ。器用な方やったら何でもかんでも語れますけども、やはり農業関係者が海に行っても魚を釣る方法もわからん。漁業関係者が1反、2反のものをどういう作付して収穫してというのはわからん話ですね。

今、会計士さん、連合の偉いさんですね。そして社協の方。火葬業務にどれだけ精通されているのか。今、顧問名が出た、顧問の方、元行政マンで、かなりわかっていると思う。

ですから、やはり選定委員の選定方法ですね。結局、私いつも言ってるでしょう。船舶の経験がない方が小型船舶はこういう具合に大阪湾走れるとか言ってますけども、やはり全天候型じゃないんですね。やはり全天候型にはどういうトン数、どういう船舶の機能を有しているか、それが大事ですよ。

そやから、今回もこういうことになって、最終的な選定理由は、結局①②③で落ちついたわけですね。

そういうことで、一つ、選定委員さんの意見も大事ですけども、やはり一応これと決めたらはっきり選定委員さんとのいろいろな調整も協議もしていただかんと、今回みたいな結末になると思いますので、細部についてはお聞きしません。

ということで、まだまだ町には、次には道の駅という指定管理者もまた選定せんなんということもございますので、一つ選定委員さんの識者、そういう社会的な常識。やはり道の駅は道の駅の物流の、そういう流通の関係の熟知者、やはりそういう方を入れないと。まるっきり、自治区を治める方はそういう選定委員じゃないんですよ。やはり、それだけの知識を持った方の選定をしていただきたいと、これについて一つ要望だけしておきます。また、次の道の駅のそういう選定委員のあれもあると思います。これを機会に、また言わせてもらいますので。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。竹原伸晃君。

賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの議論をしっかりと聞かせていただきました。

この火葬場と指定管理の案件でございますが、人間1人につきまして最終使われる公共施設がここではないかと考えており、やはり、ここでトラブルが起こることがあってはならないことだと、このように思います。

金額の根拠を示していただき、また、リスク負担に関しても見直しをしたと。ここがとても重要だったと思います。

ここにおられる、審議している私たち含め、誰もやはり専門家でない立場だと、このように思っております。

そこで、指定管理者のほうからもいろいろな意見があったと思われる中、これからも改修費用等を含め、安全な火葬場運営をお願いしたいと思えます。

以上のような理由で賛成討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第6号は可決することに決定いたしました。

○道工晴久議長 日程9「議案第7号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程9、議案第7号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に準じて本条例に所要の改正を行うものであります。

お手元に配付しております資料、平成27年人事院勧告の概要についての3ページ中ほどの3、

特別職・議員についてをごらんください。

1月29日の全員協議会でご説明させていただいておりますが、同時に日程11で上程しております一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案の勤勉手当の改正にあわせて議会議員の期末手当の支給率を0.1月引き上げる改正をするものでございます。

内容といたしましては、期末手当の支給率改正でございます。

平成27年12月分の支給率を遡及して0.1月分引き上げるものでございますが、2段階の改正になっております。

平成27年度では、12月支給分を一旦0.1月分引き上げます。そして、平成28年度としては、平成28年4月1日以降の6月と12月分の支給率を0.1月分の半分の0.05月ずつを再度均等に配分し直すという国の法改正に合わせた改正となっております。

6月と12月の期末手当月数を合算した年間の支給率といたしましては、現行の4.05月から0.1月分引き上げの4.15月となる改正内容でございます。

では、改正条文案をご説明いたします。

お手元の議案第7号の裏面及び条例新旧対照表をご参照ください。

第1条、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、100分の210を100分の220に改める。この第1条が第一段階分の平成27年度分の措置となります。

第2条、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、100分の195を100分の200に、100分の220を100分の215に改める。この第2条が第二段階でございまして、平成28年度からの措置となります。

次に、附則でございます。

附則、施行期日等、1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

2項、第1条の規定による改正後の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下、改正後の条例という。）第4条第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

期末手当の内払い、3項、改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

以上が改正条文でございます。

附則第3項の内払い規定の説明をいたします。

平成27年度の期末手当は、既に昨年、平成27年12月10日に支給しておりますので、本条例改正が可決賜りましたら内払いの取り扱いとなり、遡及対象する0.1月分を精算金として差額支給するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、説明のあったとおり、人事院勧告に準じる改定ということであります。

全員協議会でもご説明いただきましたが、官民較差（かくさ）、正確には較差（こうさ）というようにお読みするのかなと思いますが、民間の給与が一定上がってきたということが報告されて、それに伴う改定であるということであります。

ただ、私、身の回りで民間の給与が上がっているとか、よくなったというような実感が余り持てませんで、岬町において、民間の給与が上がったとか課税されているというようなことは確認できるのでしょうか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 岬町の経済的な実態と、民間事業所の給料の実態というお問い合わせでございます。

その前に、人事院勧告についてご説明させていただきたいと思います。

人事院勧告は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の全国の民間事業所約5万4,900事業所のうち、無作為抽出によりまして1万2,300の事業所を対象に給与実態調査を実施したものでございます。

堺市などの政令市では人事委員会が民間企業等の企業実体を調査し、地方公務員法第24条の均衡の原則によりまして独自の勧告をしているところでございます。

人事委員会は、都道府県及び政令都市には必ず置くことになっております。給料表に関して議会及び長に対して勧告する行政権限がございます。

人事委員会による給与勧告制度は労働基本権の制約の対象措置として、そのときどきの社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保する機会を有しております。

人事委員会は毎年少なくとも1回給料表が適正であるかどうかについて調査し、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するというような制度になっております。

我々岬町につきましては、給料決定につきましては公平委員会というのがございまして、人口15万人未満の市町村は人事委員会ではなく公平委員会を設けておるところでございます。

公平委員会は人事委員会と異なりまして、調査、勧告する権限はございません。

よって、人事院勧告に基づいて職員給与が決定することで町の職員の給与の適正な水準を維持できることになっておるわけでございます。

本町の職員の決定につきましては、確かに我々のほうが給与、事業所のほうの実態を調査するとか、そういう権限ございません中で、地方公務員法第24条におきまして、職員の給与は国や他の地方公共団体、民間事業の11社の給与などを考慮して定めなければならないと規定されております。

したがいまして、民間企業との精巧な比較に基づいた国家公務員での人事院勧告に準じた給与決定を行うことが法の趣旨にかなうものというように考えておるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 先ほどご説明もいただきましたが、本件は官民の較差が生じているという調査に基づいて是正を行うということであろうと理解をいたします。

官民較差を是正をするということそのものは必要な措置であろうと考えるものなんですけれども、ただ、議員ですとか、この後に出てくる特別職においては、歳費や給与については、やはり、住民の理解が得られるということが前提であろうと考える立場であります。

先ほど申し上げたとおり、岬町においては調査をすることもできないという仕組み上の限界はもちろんありますけれども、民間の給与が上がっている、暮らしがよくなっているというようなことは、私自身は実感を持ってない状況であります。

消費税増税等の影響も続いているもとの、住民生活がよくなっているということは仕組みの上でも確認できないという限界はありつつも、実感としても持てないもとの、議員や特別職についての一時金を増額するということについては賛同しがたいというところであります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

以上で、討論を終わります。

これより、議案第7号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第7号は可決することに決定いたしました。

○道工晴久議長 日程10、議案第8号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程10、議案第8号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に準じて本条例に所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、特別職におきます手当の支給率改正でございます。

お手元に配付しております資料、平成27年人事院勧告の概要についての3ページを同様にござらんください。

1月29日の全員協議会でご説明させていただいておりますが、同時に日程11で上程しております一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案の勤勉手当の改正にあわせて特別職の期末手当の支給率を0.1月引き上げる改正を行うものでございます。

内容といたしましては、先ほどの岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例改正と同様に、期末手当の支給率改正でございます。

平成27年12月分の支給率を遡及して0.1月分引き上げるものでございますが、これも2段階の改正になっております。

平成27年度では、12月支給分を一旦0.1月分引き上げます。そして、平成28年度としては、平成28年4月1日以降の6月と12月分の支給率を0.1月分の半分の0.05月分を

再度均等に配分し直すという国の法改正に合わせた改正となっております。

6月と12月の期末手当月数を合算した年間全体の支給率といたしましては、現行の4.05月分から0.1月分引き上げて4.15月分となるものでございます。

では、改正条文案のほうをご説明いたします。

お手元の議案第8号の裏面及び条例新旧対照表をごらんください。

第1条、特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の210を100分の220に改める。この第1条が第一段階目の平成27年度の措置となります。

第2条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の195を100分の200に、100分の220を100分の215に改める。この第2条が第二段階目のものでございまして、平成28年度からの措置となります。

次に、附則でございまして。

附則、施行期日等、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

2項、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下、改正後の条例という。）第6条第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

期末手当の内払い、3項、改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

以上が改正条文でございまして。

こちらにも内払い規定がございますので、附則第3項の内払い規定を説明させていただきます。

平成27年度の期末手当は、既に昨年、平成27年12月10日に支給しておりますので、本条例改正が可決賜りましたら内払いの取り扱いとなり、遡及対象する0.1月分を精算として差額支給させていただくものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 反対、どうぞ。

○中原 晶議員 先ほど、議案第7号で申し上げた理由と同様の趣旨に基づいて賛同しかねるという立場であります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 賛成、どうぞ。

○竹原伸晃議員 私、この提案をお聞きしまして、人事院勧告によるものだというので、一つ前の議案と同じ考えなんですけども、やはり給料が少し上がるということで、やはりモチベーションも上げていかなあかんというように自分自身も思っておりますし、また特別職の皆さんにも上げていってほしいなと、このように思っております。

やはり、人間の心というのは下がるよりも上がるほうがもっとよく働かなければいけないという気持ちがわいてくると思います。

そういう面も大きく期待しまして、自分自身のことにも照らし合わせまして、より一層頑張ろうと思うところでございますので、賛成討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君、賛成ですか、反対ですか。

○田島乾正議員 賛成です。

○道工晴久議長 他に反対ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 田島乾正君、どうぞ。

○田島乾正議員 私も長年、公務員をしております、当時、若いときは何でスト権とか争議権ないのかなと、民間であつたら当然そういうスト権、争議権等認められて、そして、当時は公務員給料安かったわけですね、いろんな手当から。

何でおまえ公務員になったんやと、そなん、おまえ、よそ行ったほうが給料も倍以上もうてるのに何でやと、そういうことを言われながらも我慢して公務員をして、そして一番楽しみが人事院勧告ですね。やはり勧告されたら、認められたということで、何も賃金闘争じゃないですね。

ということで、私もこの人生今日まで生きてきて、長い目で見たら民間もいいときはよかった

わけですね。そして、公務員も我慢して税金泥棒と言われながら、ほんまに歯食いしばって終身雇用制でも長年ご苦労されたと。

そういうことで、やはり人事院というのは間違っただけで、そういう給与体系のあれはしてないと思うんですね。

私、今の自民党政権嫌いですよ。しかし、人事院はそういう労働者の本当の最低ぎりぎりの線を線引きしていると、そういうことを勉強もして、そして体験もさせていただきましたので、今回の人事院勧告については何ら問題はないと、かように思いますので、私はこの勧告については何ら反対するあれもございませんし、また、賛成と考えていますので、賛成討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第8号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程11、議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程11、議案第9号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

1月29日の全員協議会でご説明させていただいておりますが、お手元に配付している資料、平成27年人事院勧告の概要について1ページ中ほどをごらんください。

内容といたしましては、月例給では給料表について、平均改定率0.4%引き上げの改定。ボーナスでは民間の支給割合に見合うよう4.01月分から4.20月分へ0.1月分の増として勤勉手当に配分する改定になっております。

月例給の改正ですが、平均0.4%の引き上げ内容で世代間の給与配分の見直しの観点から若

年層に重点を置いた形の給料表の改定となります。

また、本町の給料表は一般職分と教育職分用の２種類を使っており、それぞれの給料表を改定するものでございます。

次に、賞与に関しましては議員の皆さんや特別職と同じ０．１月分の増については勤勉手当の支給率の改定となります。

具体的には、平成２７年１２月の勤勉手当の支給率を遡及して０．１月分引き上げるものですが、こちらも二段階の改正になっております。

平成２７年度は、１２月支給分を一旦０．１月分引き上げます。そして、平成２８年度としては、平成２８年４月１日以降の６月と１２月分の支給率を０．１月分の半分０．０５月ずつを再度均等に配分し直すという国の法改正に合わせた改正となっております。

詳しくは配付資料２ページの上段の表をごらんください。

期末勤勉手当支給月数を合算した賞与全体の年間の支給率としては現行の４．１月分から０．１月引き上げまして４．２月となるものでございます。

なお、再任用職員につきましても、賞与全体の支給率０．０５月引き上げる改正となっております。一般職と同様に勤勉手当の改正で現行の賞与全体の支給率２．１５月から２．２月となるものでございます。

では、改正条例案をご説明いたします。

お手元の議案第９号の裏面から、及び条例新旧対照表をご参照ください。

第１条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年岬町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第１号中、１００分の７５を、６月に支給する場合には１００分の７５、１２月に支給する場合には１００分の８５に改め、同項第２号中、１００分の３５を、６月に支給する場合には１００分の３５、１２月に支給する場合には１００分の４０に改める。

これは、先ほど説明したように、平成２７年１２月分の勤勉手当の支給率を、正職員は０．１月、再任用職員は０．０５月を遡及して引き上げ差額支給をするという部分でございます。

附則第２５項中、１００分の１．１２５を６月に支給する場合には１００分の１．１２５、１２月に支給する場合には１００分の１．２７５を１００分の１．２に、１００分の７５を６月に支給する場合には１００分の７５、１２月に支給する場合には１００分の８５に改める。

この部分につきまして、100分の1.125につきましては、現在、55歳以上の職員の給与に関しましては国家公務員と同様の給料表に準拠いたしまして1.5%の減額を行っております。

勤勉手当につきましても、減額が適用されておる状況にあります。

勤勉手当の1.5%減額率自体は変わりませんので、今回、平成27年12月の勤勉手当の支給率が変更されることに伴い、勤勉手当減額対象額に1.5%減額が反映されますように人事院勧告のとおりの数値を採用しているものでございます。

次に、100分の75に関しては、6級職の55歳以上の高齢層職員の勤勉手当支給月改正に伴う最低号俸の勤勉手当支給額を下回らない額とする率の改正でございます。

なお、本町においては実際の該当者はございません。

次に、別表第1及び別表第2を次のように改める、でございます。

この別表の内容につきましては、改正条文、新旧対照表のとおりでございます。

次に、第2条でございます。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を100分の80に改め、同項第2号中、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を100分の37.5に改める。

附則、第25項中、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合は100分の1.275を100分の1.2に。6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を100分の80に改める。

これらの部分も第1条でご説明したのと同様でございます、平成28年4月1日以降の勤勉手当の支給率の平準化によるもので、年間の支給率の変動はございません。

次に、附則でございます。

附則、施行期日等、1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

2項、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下、改正後の条例という。）の規定は平成27年4月1日から適用する。

給与の内払い、3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、一般職の職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年岬町条例第20号、以下、平成27年改正条例という。）

附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定給料を含む。）の内払いとみなす。

これが改正条文でございます。

なお、地域手当に関しましては、前回の人勧に準拠した平成26年度の条例改正で現行条例は6%以内、改正附則で100分の6を超えない範囲内で規則で定める場合と規定しているところでございます。

規則では4%と規定しておりましたので、平成27年度は現行の4%から5%へ遡及適用、平成28年度は6%とする改正となりますが、これは本臨時会で条例改正の可決を賜りましたら、同時に規則改正をさせていただき予定でございます。

なお、月例給の給料表の改定につきましては、平成27年4月1日に遡及適用、賞与につきましては平成27年12月に遡及適用する内容となっております。

内払い規定もございますので、本臨時会で議決賜りましたら規則改正もあわせて差額で支給精算する予定でございます。

説明は以上でございます。

また、職員団体との協議もあわせておるところでございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第9号は可決することに決定いたしました。

以上をもって今期臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の議会を閉じます。

これをもって平成28年第1回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時58分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年2月12日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 小 川 日 出 夫